

日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本地区は、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区(以下、地区という。)と称する。

(目的と責務)

第 2 条 本地区は、日本連盟、東京連盟の目的と基本及び諸規程並びにその方針に従い、地区内の運動を推進し、地区内各団の発展に寄与するとともに同様の目的を有する他の団体との友好関係を図ることを目的とする。

(事務局)

第 3 条 本地区の事務局を東京都世田谷区内に置く。

なお、事務局に関する事項については、「世田谷地区事務局規程」による。

第 2 章 組 織

(組 織)

第 4 条 本地区は、日本連盟に加盟登録し、承認された世田谷地区内の加盟団をもって構成する。

第 3 章 総 会

(開 催)

第 5 条 本地区は、毎年 1 回、地区年次総会を開催する。

ただし、協議会長の発議または地区構成団の半数以上の要求により臨時総会を開催することができる。

(構 成)

第 6 条 総会は、協議会構成員(第 16 条参照)をもって構成する。

2. 総会の議長は、協議会長またはその指名を受けた者とする。

(招 集)

第 7 条 総会は、協議会長(協議会長欠員の場合は、協議会を代表する者)が招集する。

2. 総会招集の通知は、開催 1 週間以前に協議会構成員に通知する。

(成立と議決)

第 8 条 総会は、協議会構成員の過半数(委任状を含む。)をもって定足数とし、議決は出席の多数決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議・報告事項)

第 9 条 総会は、次の事項を審議決定及び報告するものとする。

(1) 年度内におけるスカウト運動の概要報告

(2) その年度の決算及び会計報告

(3) 次年度のスカウト運動の概要審議

(4) 次年度の予算審議

(5) 次期地区役員の選出

(6) 地区名誉役員の推薦

(7) 地区規約の改廃に関する審議

第 4 章 役 員 等

(種類及び人数)

第 10 条 本地区に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 協議会長 | 1 名 |
| (2) 協議会副会長 | 2 名以上 5 名以内 |
| (3) 委員長 | 1 名 |
| (4) 副委員長 | 2 名以上 5 名以内 |
| (5) 地区コミッショナー | 1 名 |
| (6) 地区副コミッショナー | 5 名以上 7 名以内 |
| (7) 団担当コミッショナー | 5 名以上 7 名以内 |
| (8) 各種委員会委員長 | 8 名以上 15 名以内 |
| (9) 会 計 | 1 名 |
| (10) 事務長 | 1 名 |

(選 任)

第 11 条 地区役員及び監事の選任は、地区役員・監事候補者推薦委員会から推薦された候補者について地区委員会が協議し、次期候補者として地区総会に提案し、承認を得る。

なお、地区役員・監事候補者推薦委員会の設置等に関する事項については「世田谷地区役員・監事候補者推薦委員会設置規程」による。

また、各種運営委員会は、地区委員会の承認を得て、地区委員長がこれを委嘱する。

(任 期)

第 12 条 地区役員、監事及び各種委員会委員の任期は 2 年とし、任期の最終年度の総会終了までとする。ただし、再任は妨げない。

2. 各コミッショナーの任期は、日本連盟教育規定による。

3. 地区役員及び監事が退任するときは、後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

(兼任の禁止)

第 13 条 役員及び監事は、他の役員を兼ねることは出来ない。ただし、協議会副会長及び副委員長が監事以外の職を兼任する場合にはこの限りではない。

(名誉役員)

第 14 条 本地区に役員のほか名誉役員として、名誉協議会長、顧問、相談役、参与を置くことが出来る。なお、名誉役員の委嘱等については「世田谷地区名誉役員委嘱規程」による。

第 5 章 協 議 会

(設置と責務)

第 15 条 本地区に協議会を設ける。

2. 協議会は、本地区の目的達成のための重要事項を協議・決定する。

(構成)

第16条 協議会の構成は、次の者をもって構成する。

- (1) 地区役員
 - (2) 監事
 - (3) 地区名誉役員
 - (4) 地区内加盟団団委員長
 - (5) 地区内加盟団各隊長
2. 議長は、協議会長とする。ただし、協議会長に事故ある場合には、協議会副会長または、指名を受けた者とする。
3. 名誉役員の協議会の参席は自由とする。

(招集)

第17条 協議会は、協議会長(協議会長欠員の場合は、協議会を代表する者)がこれを招集し、開催する。

2. 協議会招集の通知は、開催1週間以前に協議会構成員に通知する。

(議決)

第18条 協議会の議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 地区委員会

(設置と責務)

第19条 本地区に地区委員会を設ける。

2. 地区委員会は、地区総会の承認を得た計画に従い、本地区の維持、業務の執行及び運営の責に任ずる。

(構成)

第20条 地区委員会の構成は、地区役員を持って構成する。

2. 議長は、地区委員長とする。ただし、地区委員長に事故ある場合には、地区副委員長または、指名を受けた者とする。

(招集)

第21条 地区委員会は、地区委員長(地区委員長欠員の場合は、委員会を代表する者)がこれを招集し、開催する。

2. 地区委員会招集の通知は、開催1週間以前に地区役員に通知する。

(議決)

第22条 地区委員会の定足数は、委員会構成員の過半数(委任者を含む。)をもって定足数とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 名誉会議

(設置と責務)

第23条 本地区に名誉会議を設ける。

2. 名誉会議は、地区委員会の委任により、表彰・感謝状等名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。なお、表彰等に関する事項は「世田谷地区表彰規程」による。

(構成)

第24条 名誉会議の構成は、次の者をもって構成する。

- (1) 協議会長
 - (2) 協議会副会長(協議会副会長の中から選出された者1名)
 - (3) 委員長
 - (4) 副委員長(副委員長の中から選出された者1名)
 - (5) 地区コミッショナー
 - (6) 地区副コミッショナー
 - (7) 団担当コミッショナー
 - (8) 事務長(幹事役として出席し、議決の数には加わらない。)
2. 議長は、地区コミッショナーとする。ただし、地区コミッショナーに事故ある場合には、地区委員長または指名を受けた者とする。

(招集)

第25条 名誉会議は、地区コミッショナー(地区コミッショナー欠員の場合は、地区委員長)が必要の都度これを招集し、開催する。

(議決)

第26条 名誉会議の定足数は、名誉会議構成員の過半数(委任者を含む。)をもって定足数とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 各種委員会

(設置)

第27条 地区委員会は、その責務を達成するため、運営委員会及び専門委員会並びに特別委員会設及び実行委員会の各種委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第28条 運営委員会は、次の5種とし、地区委員会の委任した事項を処理するためにこれを常設する。

- (1) 組織拡充委員会
 - (2) トレーニング委員会
 - (3) 安全管理委員会
 - (4) 進歩委員会
 - (5) 野営・行事委員会
2. 議長は、各運営委員会委員長とする。

(専門委員会)

第29条 専門委員会は、地区委員会の委任した事項を処理する。

- (1) 財務委員会
- (2) 信仰奨励委員会

(特別委員会)

第30条 特別委員会は、特定部門につき地区委員会より委任された任務を行うため、必要の都度も設置する。その任務及び期間は設置の都度、地区委員会より指示される。

(実行委員会)

第31条 実行委員会は、特定部門につき地区委員会より委任された任務を行うため、必要の都度設ける。その任務及び期間は設置の都度、地区委員会より指示される。

(招集)

第32条 各種委員会は、随時これを開催するものとし、その都度委員長が招集し、その議長となる。

(議決の効力)

第33条 各種委員会の議決は、特にその決定の権限を地区委員会より委任された場合を除き、すべて地区委員会の承認を経て、その効力を発生する。

第9章 会計

(資金)

第34条 本地区を運営するための資金は、各加盟団からの分担金をもって支弁する。分担金の金額、徴収方法は、地区総会の承認を経てこれを決定する。

(経理)

第35条 本地区の経理は、地区委員会の指示に従って整理・記録され、一般の公正妥当と認められる会計処理の原則に従って行わなければならない。

(予算)

第36条 本地区の予算は、毎会計年度ごとに編成し、地区総会の承認を受けるものとする。

(決算)

第37条 本地区の決算は、毎会計年度終了後、決算報告書を作成し、監事の監査を受けて地区総会に報告し、その承認を受けるものとする。

(会計年度)

第38条 本地区の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10章 その他

(慶事・見舞)

第39条 慶事、弔事、見舞に関する事項については、「世田谷地区慶弔規程」による。

(備品)

第40条 地区における備品の管理・保管及び使用に関する事項については、「世田谷地区備品管理保管規程」による。

(トレーニングチーム)

第41条 トレーニングチームに関する事項については、「世田谷地区トレーニングチーム規程」による。

(改廃)

第42条 本規約の改廃は、地区総会の承認を要する。

付 則

1. 本規程は、平成10年4月28日より実施する。
2. 本規約は、第10条第1項第8号の一部削除及び第38条の一部削除並びに付則1.の文言(本規程を本規約)に訂正し、平成11年4月25日より実施する。
3. 本規約は、東京連盟規約改正に伴い、関連事項に係わる条項(第10条、第11条、第12条、第24条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条)を改正し、平成18年5月14日より実施する。